

三和興産株式会社

一般事業主行動計画

☆ 計画期間 令和2年12月1日から令和7年3月31日までの5年間

社員が仕事と育児を両立させ、快適な働きやすい職場環境をつくることによって、すべての社員が能力を十分に発揮できるよう雇用環境の整備を行うと共に、妊娠、出産する社員が、スムーズに職場復帰できる職場づくりを目指すため、次の行動計画を策定する。

<次世代法に基づく行動計画の概要>

◎目標1：男性社員の育児休業を計画期間中に1人以上取得すること。(期間：1週間以上)

【目標を達成するための対策とその実施期間】

- 令和2年12月～ 該当する社員への育児休業の説明と役職者会議で説明の実施。
制度に関する資料やパンフレットなどを希望者へ配布。
- 令和3年3月～ 各店にメールにて告知、店内への掲示を行う。

※ 随時、中途採用の社員に、「育児・介護休業等に関する規則」の取扱いの説明を行う。

◎目標2：社員全員の所定外労働時間の削減の為の措置を実施する。

【目標を達成するための対策とその実施期間】

- 令和2年12月～ 部署別、個人別の残業状況の把握を行う。
- 令和3年3月～ 各部署へ状況をフィードバック、残業の要因を各部署責任者が把握、削減案（ノー残業デー等）の検討。管理職を対象とした意識改革・業務改善のための会議を実施。
- 令和3年5月～ 各部署責任者より、残業の削減対策を実施する。

<女性活躍推進法に基づく行動計画の概要>

◎目標1：管理職（ディレクター、店長）に占める女性の割合を50%に引き上げる。

【目標1を達成するための対策とその実施期間】

- 令和2年12月～ 中学入学以前の子がいる社員の把握と短時間勤務制度の利用促進を図る。
- 令和3年1月～ 各部署へ状況をフィードバック、該当社員の短時間勤務の可否について検討。可能であれば、即実施。
- 令和3年2月～ 短時間勤務ができない理由を把握し、改善する取り組みを行う。
産休/育休で一定期間仕事を離れる本人とその上司が、職場復帰支援に関する面談を随時実施